

2024年7月18日

ユーザー様、所有者様等へのお願い

一般社団法人 日本シャッター・ドア協会

安全装置が未設置の電動シャッターによる挟まれ死亡事故を防ぐために

安全装置が未設置の電動シャッターの下を潜ろうとして、挟まれてお亡くなりになる事故が過去から発生しております。電動シャッターの下を潜る行為は非常に危険ですので、絶対におやめください。また、安全確保のため、古い電動シャッター(1995年7月以前)をご使用の場合は、シャッターメーカーへお問い合わせの上、安全装置の設置をしていただくことをお薦めいたします。

■電動シャッターへの安全装置の設置

(一社)日本シャッター・ドア協会「電動シャッターを安全にご使用いただくために」(2019年4月8日公表)より引用

●電動シャッターの安全装置の有無を確認し、可能な限り安全装置を取り付けましょう

- ・[確認方法] ・取扱説明書を見る ・メーカーに確認する。
- ・[安全装置の種類]シャッターの種類により取り付けられる装置が異なりますので、メーカーに確認してください。

挟まれ防止:座板スイッチ・負荷感知装置・光電センサー(障害物を感知)

急降下防止:急降下防止装置(シャッターカーテンの急降下を感知し落下を停止)

●安全装置の取り付けができない場合は、押しボタンスイッチの操作方法を変更しましょう

シャッターの動作を最後まで見届けられるよう、押しボタン操作を押切方式に切り替える変更が必要です。メーカーに依頼してください。

【押切方式】

押しボタンを押している間だけ動作しますが、指を離すとシャッターが止まります。

※お問合せ先が分からない場合は、シャッター本体や押しボタンスイッチなどに貼られているシールなどを確認してください。

【障害物感知装置のお奨め】:別紙

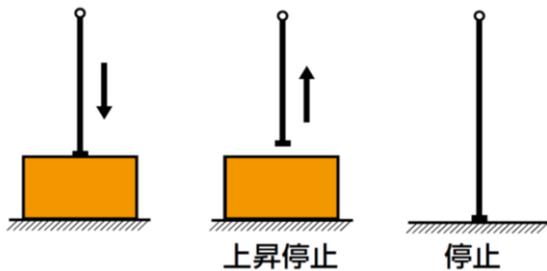
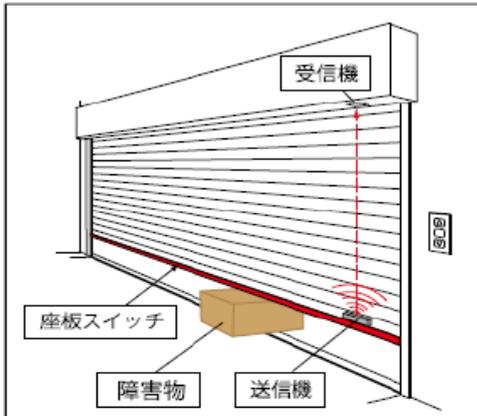
■ 障害物感知装置のお奨め（一般の管理用シャッター対象）

シャッター閉鎖中に障害物を感知すると停止、または反転し、万一のトラブルを未然に防ぐ装置です。安全確保のため、1995年7月にPL法（製造物責任法）施行された以降に出荷された電動シャッターには、標準装備されていますが、それ以前に設置されたものには装備されていません。

電動シャッターの障害物感知装置

① 座板スイッチ

シャッターカーテンの最下部にある座板に障害物が接触すると座板スイッチが作動して、送信機から受信機へ信号が送られ、シャッターの動作が停止又は反転する装置。



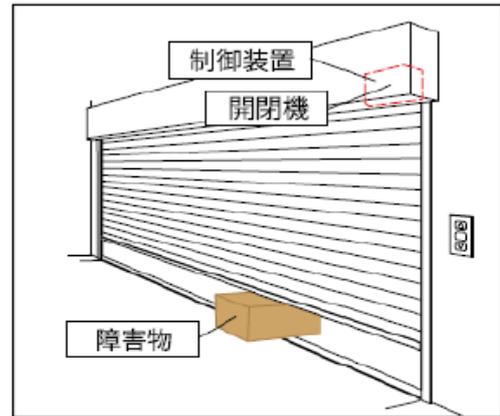
障害物に接触すると約1秒間停止する

上昇停止
約1.5秒上昇して停止する

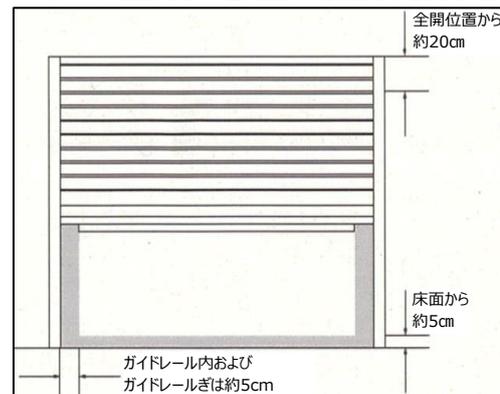
停止
障害物を取り除いた後は開閉の押ボタンにより操作する

② 負荷感知装置

シャッターカーテンの座板に障害物が接触すると、制御装置が電動モーターの電流値や回転数が変化することを感知して、シャッターの動作が停止又は反転する装置。



※以下の範囲では障害物感知装置は作動しません。



③ 光電センサー

光ビームを利用して非接触で障害物を感知するもので、シャッターカーテンの下に人や物などの障害物があって光ビームが遮られると、シャッターの動作の開始又は継続ができなくなる装置。

